

# 「図書館及び学校図書管理システム賃貸借」プロポーザル実施要領

## 1 目的

本実施要領は、泉大津市立図書館を核として、市民への図書館サービスのより一層の充実及び読書環境の向上を図るとともに、公共図書館と学校図書館のシステム間連携を強化し、児童・生徒の学校教育環境における読書機会を増やすため、図書館及び学校図書管理システムの更新を実施するにあたり、最も適していると考えられる委託候補事業者を選定することに関して、必要な事項を定めるものである。

## 2 業務の概要

### (1) 業務名

図書館及び学校図書管理システム賃貸借

### (2) 業務内容

#### ① 図書館及び学校図書管理システム構築業務

A システムの設計・構築

B システムの正常動作に必要な設定・導入等の作業

C 現行システムデータの移行（現行システムデータの抽出は除く）

D システムの運用及び業務に必要な手順書の作成及び導入時の操作研修の実施

#### ② 図書館及び学校図書管理システム利用に必要な機器、関連ソフトウェア及びライセンス等賃貸借

#### ③ 図書館及び学校図書管理システム利用に必要なデータセンター利用料

#### ④ 図書館及び学校図書管理システム運用保守業務

※詳細は別紙「業務仕様書」を参照

### (3) 業務期間

#### ①図書館及び学校図書管理システム 構築期間

契約締結日から令和8年6月30日まで

#### ②図書館及び学校図書管理システム 賃貸借期間

令和8年7月1日から令和13年6月30日まで

### (4) 業務場所

泉大津市立図書館（泉大津市旭町20番1号）ほか、小中学校11校

### (5) 調達・契約範囲、提案上限額

#### ① 本プロポーザルを経て調達・契約を想定している範囲は次のとおりである。

|   | 案 件  | 調達・契約範囲       | 企画提案評価範囲      |
|---|--|---------------|---------------|
| a | 図書館及び学校図書管理システム構築業務                          | 対象            | 対象            |
| b | 図書館及び学校図書管理システム利用に必要な機器、関連ソフトウェア及びライセンス等の賃貸借 | 対象<br>(60か月分) | 対象<br>(60か月分) |
| c | 図書館及び学校図書管理システム利用に必要なデータセンター利用料              | 対象<br>(60か月分) | 対象<br>(60か月分) |
| d | 図書館及び学校図書管理システム運用保守業務                        | 対象<br>(60か月分) | 対象<br>(60か月分) |

※選定提案者若しくは、選定提案者がリース会社選定書（様式7）で指定したリース事業者を

契約候補者とする。

② 提案上限額

上記契約にかかる業務費限度額は次のとおりとする。

金 102,246,000 円（消費税及び地方消費税を含む）※契約予定金額を示すものではない。

### 3 プロポーザル参加資格

プロポーザル参加表明書の提出日現在において、次の各号に掲げる要件を全て満たすものであること。

- (1) 応募書類提出時点において、過去5年以内に元請けにて、国又は地方公共団体が発注する公立図書館及び学校図書に係るシステムの構築業務を履行した実績を有する者であること。
- (2) 応募書類提出時点において、情報セキュリティ管理に係る認定（プライバシーマークの許諾番号、ISMSの認証登録番号等）及び品質管理に係る認定（ISO9001の認証登録番号等）を取得していること
- (3) 応募書類提出時点において、次の各号のいずれにも該当しないこと。

①地方自治法施行令第167条の4の規定により、泉大津市が一般競争入札に参加させることができない団体等

②泉大津市で、入札参加停止又は入札参加回避の措置を受けている団体等

③会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続をしている団体等

④暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う団体等（以下、「暴力団等」）

⑤国税及び地方税等を滞納している団体等

⑥次に該当する者が役員となっている団体等

ア 破産者で復権を得ない者

イ 法律行為を行う能力を有しない者

ウ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

エ 泉大津市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

オ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

カ 暴力団等の構成員

### 4 スケジュール（予定）

|           |  |
|-----------|--|
| 公表        | 令和8年1月 7日（水）   |
| 参加表明書提出期間 | 令和8年1月 7日（水）～1月 20日（火）<br>午前10時30分～午後7時30分必着（休館日を除く） |
| 質疑書提出期間   | 令和8年1月 7日（水）～1月 13日（火）<br>午前10時30分～午後7時30分必着（休館日を除く） |
| 質疑書回答日    | 令和8年1月 19日（月）  |
| 企画提案書提出期間 | 令和8年1月 22日（木）～2月 3日（火）<br>午前10時30分～午後7時30分必着（休館日を除く） |
| 辞退届提出期限   | 令和8年2月 3日（火）<br>午前10時30分～午後7時30分必着（休館日を除く）           |
| 第1次審査     | 令和8年2月 5日（木）   |
| 第1次審査結果通知 | 令和8年2月 9日（月）   |
| 第2次審査     | 令和8年2月 16日（月）  |
| 結果通知・結果公表 | 令和8年2月 19日（木）  |

## 5 参加表明

「3 プロポーザル参加資格」を満たし、本業務に参加を希望する場合は、下記の必要書類を提出すること。なお、参加表明書の提出がない場合は、提案書を受け付かない。

### (1) 提出書類

- ① 参加表明書（様式1）
- ② 企業概要書（様式2）
- ③ 図書館システム導入実績表（様式3）
- ④ 決算報告書（直前1年分に係る決算報告書一式（直近の株主総会で議決を得たもの））
- ⑤ 登記簿謄本
- ⑥ 納税証明書
- ⑦ 印鑑証明書（法務局が発行したもの。（参加表明書提出日から遡って3ヵ月以内に発行されたもの））
- ⑧ 使用印鑑届（様式4）
- ⑨ 障害者雇用状況報告書（報告義務のある者）

※ただし、上記④から⑨については、泉大津市の入札参加資格を有していない事業者のみ、提出が必要なものとする。また、契約候補者がリース事業者の場合についても入札参加資格を有していない事業者は提出が必要なものとする。

#### a 参加表明書の作成

応募者の企業概要書（様式2）並びに応募者における同種・類似業務の受注実績（企業の本店、支店、営業所等を含む業務の実績についてそれぞれ10件まで）について、図書システム導入実績表（様式3）に記載すること。なお企業概要書には取得している資格（情報セキュリティ管理に係る認定（プライバシーマークの許諾番号、ISMSの認証登録番号等）及び品質管理に係る認定（ISO9001の認証登録番号等）が確認できる書類を添付すること。

### (2) 提出部数

各1部

### (3) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る）とする。

### (4) 提出期間

令和8年1月7日（水）から1月20日（火）午前10時30分～午後7時30分必着（休館日を除く）

### (5) 提出先

「14 担当」と同じ

### (6) 参加表明書作成の留意事項

- ① 提出された参加表明に関する書類の修正及び変更は認めない。
- ② 提出された参加表明に関する書類は返却しない。

## 6 質疑の提出及び回答

### (1) 提出期間

令和8年1月7日（水）から1月13日（火）午前10時30分～午後7時30分必着（休館日を除く）

### (2) 提出方法

質疑書（様式5）に必要事項を記載し、電子メールにより提出すること。電子メールの件名は、【図書館及び学校図書管理システム貸貸借プロポーザル質疑：事業者名】として送信すること。なお、必ず電話にて到達確認を行うこと。

(3) 提出先

泉大津市立図書館 E-mail : tosyokan@city.izumiotsu.osaka.jp

(4) 回答日

令和8年1月19日（月）

(5) 回答方法

各事業者より提出された質疑への回答は、全ての回答を取りまとめた「質疑回答書」を作成し、泉大津市のホームページに掲載する。

## 7 企画提案

(1) 提出書類

① 企画提案書（任意様式）

a 企画提案書作成上の基本事項

プロポーザルは業務における取組み方法について提案を求めるものであり、当該業務内容についての文章を補完するための最小限の写真、イラスト、イメージ図の使用は可能であるが、提案の内容が具体的に表現されたもの（設計図、模型等）を求めるものではない。業務に係る作業は、泉大津市との契約後に、企画提案書に記載された内容を反映しつつ、業務仕様書及び泉大津市が提示する資料に基づいて、協議のうえ開始することとする。

b 企画提案書記載上の留意事項

ア 提案は、文章での表現を原則とし、基本的な考え方を簡潔に記述すること。

イ 視覚的表現については、文章を補完する目的において使用すること。

ウ 設計図、模型（模型写真を含む。）、透視図等は使用しないこと。

エ 企画提案書に提案者を特定することができる内容の記述（社名等）を記述しないこと。

オ 企画提案書は、定められた仕様に従い記載し提出すること。書類サイズは原則A4版とし、使用する文字の大きさは10.5ポイント以上とするが、図表等では他のポイントを使用してもよい。

カ A4サイズ・横長・上綴（2穴）ファイリングにより提出すること。表紙・目次などを除き両面50ページ以内で作成し、各ページにページ番号を付けること。

c 企画提案書の作成要領

企画提案書の仕様は次に示すとおりとする。

※業務の実施体制、実施方針及び実施方法等を記述する。

ア 提案概要

- ・企業概要について
- ・提案コンセプトと基本的な考え方について
- ・プロジェクト体制について
- ・構築スケジュールについて
- ・導入実績について

イ 提案システム

- ・システム全体概要について

- ・公共図書館機能について
  - ・学校図書館機能について
  - ・通帳による読書記録について
  - ・IC タグ連携システムについて
  - ・システム要求仕様に対する個別対応及び代案について
- ウ ネットワークとセキュリティ
- ・提案ネットワーク構成について
  - ・システム及びデータセンターに係るセキュリティ対策について
  - ・館内システムにおける個人情報保護について
- エ 導入構築作業
- ・データ移行について
  - ・システム運用について
- オ 保守サポート体制について（平常時・障害発生および緊急時）
- カ 契約期間満了時の取扱
- ・クラウドシステムの継続利用について
  - ・データ返納について
- キ 独自提案
- ・提案見積に含む提案について
  - ・提案見積に含まない将来拡張提案について

② 見積書（様式 6）及び見積金額内訳書（任意様式）

提出された見積書及び見積金額内訳書は、評価資料とするが、本プロポーザルに係る契約金額算定上の根拠となるものではない。代表者の押印がなされていること。

- ③ 機能要件一覧（別紙 1）
- ④ データセンター設備要件一覧（別紙 4）
- ⑤ クラウドサービス要件一覧（別紙 5）
- ⑥ リース会社選定書（様式 7）

※選定提案者が契約する場合は不要。選定提案者指定のリース事業者と 3 者間契約する場合に提出すること。

⑦ 契約期間満了後の格納データ返還に伴う作業費用の参考見積書（任意様式）

- (2) 提出部数  
①、③、④、⑤は各 6 部、②、⑥、⑦は各 1 部提出すること。

- (3) 提出方法  
「5 参加表明(3)」と同じ

- (4) 提出期間  
令和 8 年 1 月 22 日（木）から 2 月 3 日（火）午前 10 時 30 分～午後 7 時 30 分必着（休館日を除く）  
提出期間に企画提案書の提出がない場合は、辞退したものとみなす。

- (5) 提出先  
「14 担当」と同じ

8 提出された企画提案書等の取扱い

- (1) 企画提案書等の著作権は提案者に帰属する。なお、本プロポーザルの契約候補者特定結果に関する公表その他市が必要と認めるときは、市は契約候補者の提案書等の全部または一部を無償で使用できるものとする。
- (2) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、「泉大津市情報公開条例（平成 10 年 3 月 12 日条例第 10 号）」に基づき、企画提案及び提出書類を公開する場合があるものとする。
- (3) 提出された企画提案書等は、本プロポーザルにおける契約候補者の特定以外の目的では使用しない。
- (4) 提出された企画提案に関する書類の修正及び変更は認めない。
- (5) 提出された企画提案書等は、返却しない。
- (6) この要領及び指定した仕様に示された条件に適合しない場合は、提案を無効とすることがある。
- (7) 提案書等に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負う。

## 9 評価の手続及び契約候補者の選定方法

- (1) 提出された提案書等について、「図書館及び学校図書管理システム賃貸借」プロポーザル審査委員会において下記のように評価を実施し、最も優れている提案者を選定提案者として選定し、契約締結に向けた手続を行う。

なお、提案者が 1 者の場合でも審査を行い、選定提案者としての可否を審査するが、評価点の合計が満点の 6 割に満たない場合は、選定提案者としない。

提案者が 1 者の場合は、評価項目「委託業務概算見積」を除く持ち点（700 点）を合算した値の 6 割を最低基準点とする。

### ① 第 1 次審査（書面審査）

企画提案書について別紙 6 で示す審査基準に基づいて書面審査による第 1 次審査を行い、合計点数の総計上位 3 者をプレゼンテーション及びヒアリングによる第 2 次審査対象者として選定する。

### ② 第 2 次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

a 第 2 次審査対象者に選定された者に対して、第 2 次審査対象者として選定された旨と第 2 次審査の集合時間等を記載した「プレゼンテーション等開催通知書」を参加表明書に記載された担当者に電子メールで通知する。

b 第 1 次審査において、第 2 次審査対象者に選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨とその理由について参加表明書に記載された担当者に電子メールで通知する。

### ③ 実施日時

令和 8 年 2 月 16 日（月） ※予定

集合時間は、プレゼンテーション等開催通知書で指定する。

### ④ 実施場所

泉大津市役所（大阪府泉大津市東雲町 9 番 12 号）

会場の詳細は、プレゼンテーション等開催通知書で指定する。

※集合形式で第 2 次審査を開催することが困難であると判断した場合は、WEB 形式で実施することがある。

### ⑤ 実施時間

1 提案者につき出席者は 5 名以内とし、概ねプレゼンテーションを 45 分以内（説明 30 分、質疑 15 分程度）とする。

## ⑥ プレゼンテーションの方法

企画提案書に沿って、わかりやすく簡潔に説明すること。提案説明は企画提案書をもとに実施するものとするが、操作性等をわかりやすく説明するためにパソコンやプロジェクター等の機器を利用することを認める。（投影する資料や動画に会社名を特定できる表示をしないこと。）

入室する者は、提案者を特定することができる会社名等を表示した衣類やバッジ等、会社名を特定できるようなものを身に着けないこと。

プレゼンテーションは非公開とする。

## (2) 審査基準

別紙6のとおり

## (3) 契約候補者の特定

① 提出された企画提案書等を審査し、最も優れている提案者を選定提案者として、契約締結に向けた手続を行う。

② 選定提案者と契約締結に至らなかった場合は、次順位の者（最低基準点を満たしている者に限る。）を新たな選定提案者として手続を行うものとする。

③ 各委員の合算した評価点が同点だった場合は、審査項目の図書館システムにおいて評価が高い提案書を優先とし、その項目も同点だった場合は、評価表の各得点を参考に評価委員の合議により選定提案者を決定する。

## 10 評価結果に関する事項

### (1) 結果通知書

選定提案者として、特定又は特定しなかった旨を書面「結果通知書」により通知する。

### (2) 評価結果の公表

選定提案者として特定した者についての名称と本プロポーザルの審査における評価結果を泉大津市ホームページにおいて公表する。

### (3) 非特定理由についての説明

非特定理由についての説明の請求に対する回答は受け付けない。

## 11 無効となる企画提案等

次に該当する提案は、無効とする。

- (1) 「3 プロポーザル参加資格」の要件を満たさなくなった場合
- (2) 見積金額が業務費限度額を超えた場合
- (3) 企画提案書等に虚偽の記載があり、審査委員会が失格と認めた場合
- (4) 審査の公平性を害する行為があり、審査委員会が失格と認めた場合
- (5) 企画提案者が、契約を履行することが困難と認められる状態に至り、審査委員会が失格と認めた場合
- (6) 企画提案にあたり著しく審議に反する行為があり、審査委員会が失格と認めた場合

## 12 契約の締結

- (1) 本プロポーザルによって選定提案者を特定し、当該業務に係る見積書徴取の相手方とする。
- (2) 契約条項及び業務仕様は、特定した選定提案者の企画提案書による提案内容について契約上限金額の範囲内で協議し、確定するものとする。

- (3) 選定提案者と契約締結交渉の結果、合意に至らなかつた場合、又は選定提案者の本提案における失格事項、若しくは、不正と認められる行為が判明した場合は、次点の者から順に繰り上がるものとする。
- (4) 契約の締結と同時に、次に掲げる保証を付さなければならない。なお、契約保証金の額、保証金額、保険金額は契約金額の 100 分の 10 以上とする。
- (5) 次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部または一部を免除することができるものとする。
  - ① 契約保証金に代わる担保になると市が認める有価証券等の提供
  - ② この契約による債務の不履行により生じる損害金の支払を保証する銀行、又は市が確実と認める金融機関の保証
  - ③ この契約による債務の不履行により生じる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
  - ④ 過去 2 年の間に国（公社・公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

## 13 その他

- (1) 参加表明書提出後に参加を辞退する場合は、辞退届（様式 8）を令和 8 年 2 月 3 日（火）午後 7 時 30 分までに「14 担当」へ持参又は郵送により速やかに提出すること。辞退は自由であり、辞退により以降における不利益はない。
- (2) プロポーザルに係るすべての費用は、提案者の負担とする。
- (3) やむを得ない理由等により、プロポーザルを実施できないと認めたときは、中止又は取り消す場合がある。その場合において、プロポーザルに要した経費を泉大津市に請求できないものとする。
- (4) 電子メール等の通信事故について、泉大津市は一切の責任を負わないものとする。
- (5) 特定結果通知をした日から契約締結の日までの期間において、選定提案者となった者が「泉大津市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」に基づく排除措置を受けた場合は、契約を締結しないものとする。なお、この場合、泉大津市は一切の損害賠償の責を負わない。
- (6) 契約の履行にあたり、妨害又は不当要求を受けた場合は、発注者に報告するとともに警察へ被害届を提出すること。これを怠った場合は、契約の相手方としない措置を講じることがある。
- (7) 本プロポーザルの手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成 4 年法律第 51 号）によるものとする。

## 14 担当

〒595-0025 大阪府泉大津市旭町 20-1 アルザタウン泉大津 4F

泉大津市立図書館（担当：河瀬）

TEL 0725-58-6856

FAX 0725-58-6857

E-mail tosyokan@city.izumiotsu.osaka.jp